

高齢者の福祉や介護保険事業を推進するための計画の内容修正について

町では、高齢者の福祉や介護保険事業を推進するための計画【第8期愛川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】(案)についてパブリック・コメント手続を実施したところ、意見はありませんでした。

しかしながら、急遽、地域支援事業のうち、紙おむつ購入助成事業について、国の支給要件が見直されることとなり、町における当該事業の再検討が求められたことから、次のとおり修正を行ったものです。また、保険料算定に必要な介護保険給付費の推計に影響する国の介護報酬改定率が確定したことに伴い、次のとおり保険料設定を行ったものです。

【P89】第2部 各論 → 第2章 介護保険サービス等の充実 → 第4節 地域支援事業

修正前	修正後														
なし	<p>5 市町村特別給付</p> <p>紙おむつ購入費助成事業は、地域支援事業の任意事業として国等の補助を受けて実施してきましたが、第8期計画期間では、支給要件が見直され、大変厳しい条件に改めることが求められています。</p> <p>本町では利用者本人や介護する家族の負担軽減を図る上で重要な事業であることから、国の支給要件より広い範囲を対象とした見直しを図ることとします。</p> <p style="text-align: center;">第8期計画期間（令和3年度～令和5年度）見直し内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c8e6c9;">支給要件</th> <th style="background-color: #c8e6c9;">見直し前 (第7期計画期間)</th> <th style="background-color: #c8e6c9;">見直し内容 (第8期計画期間)</th> <th style="background-color: #c8e6c9;">国要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">月額 6,000 円以内 (年額 72,000 円以内)</td> <td style="text-align: center;">月額 5,000 円以内 (年額 60,000 円以内)</td> <td style="text-align: center;">月額 5,000 円以内 (年額 60,000 円以内)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">介護認定</td> <td style="text-align: center;">要支援 1 以上</td> <td style="text-align: center;">要介護 1 以上</td> <td style="text-align: center;">要介護 4・5</td> </tr> </tbody> </table>			支給要件	見直し前 (第7期計画期間)	見直し内容 (第8期計画期間)	国要件	支給額	月額 6,000 円以内 (年額 72,000 円以内)	月額 5,000 円以内 (年額 60,000 円以内)	月額 5,000 円以内 (年額 60,000 円以内)	介護認定	要支援 1 以上	要介護 1 以上	要介護 4・5
支給要件	見直し前 (第7期計画期間)	見直し内容 (第8期計画期間)	国要件												
支給額	月額 6,000 円以内 (年額 72,000 円以内)	月額 5,000 円以内 (年額 60,000 円以内)	月額 5,000 円以内 (年額 60,000 円以内)												
介護認定	要支援 1 以上	要介護 1 以上	要介護 4・5												

支給要件	見直し前 (第7期計画期間)	見直し内容 (第8期計画期間)	国要件
所得	制限なし	住民税非課税者	住民税非課税者
状態	在宅介護において紙おむつを必要とする方	在宅介護において紙おむつを必要とする方	介護認定調査において「排尿」・「排泄」の項目で「介助」・「見守り」が必要な方のみ（要介護3以下）

なお、今回の見直しにより、国の支給要件を満たさない利用者については、町独自の支給要件として、市町村特別給付により支給を行います。

<第8期計画期間の見込量>

事業名		単位 (人・回・件)	第8期計画			中長期の見込み	
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
市町村特別給付	紙おむつ購入費助成事業(町要件)	利用件数	1,850	1,900	1,950	※2,000	※2,200

※第8期計画期間中に再検討

参考P88 (任意事業)

事業名		単位 (人・回・件)	第8期計画			中長期の見込み	
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
任意事業	紙おむつ購入費助成事業(国要件)	利用件数	828	910	1,000	※1,200	※1,500

※第8期計画期間中に再検討

修正前	修正後																									
なし	<p>1 介護保険給付費の推計及び保険料</p> <p>介護保険法では、介護保険事業の保険料率は、おおむね3年を通じて財政の均衡を保つものでなければならないと規定されています。</p> <p>本計画では、第8期の計画期間（令和3年度から令和5年度）までと令和7（2025）年度及び令和22（2040）年度の介護保険給付費の推計を行いました。</p> <p>【介護保険給付費の推計】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">区 分</th> <th colspan="3" style="width: 45%;">第8期計画期間</th> <th style="width: 15%;">令和7年度 (2025年度)</th> <th style="width: 15%;">令和22年度 (2040年度)</th> </tr> <tr> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">標準給付費見込額</td> <td>2,947,411 千円</td> <td>3,107,639 千円</td> <td>3,292,770 千円</td> <td>3,584,479 千円</td> <td>4,607,742 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">地域支援事業費</td> <td>100,701 千円</td> <td>106,383 千円</td> <td>112,475 千円</td> <td>115,474 千円</td> <td>559,158 千円</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">第8期計画期間の合計</div> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">標準給付費見込額及び 地域支援事業費</td> <td style="width: 60%; padding: 5px; font-size: 1.2em;">9,667,379 千円</td> </tr> </table>	区 分	第8期計画期間			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度			標準給付費見込額	2,947,411 千円	3,107,639 千円	3,292,770 千円	3,584,479 千円	4,607,742 千円	地域支援事業費	100,701 千円	106,383 千円	112,475 千円	115,474 千円	559,158 千円	標準給付費見込額及び 地域支援事業費	9,667,379 千円
区 分	第8期計画期間			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)																					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度																							
標準給付費見込額	2,947,411 千円	3,107,639 千円	3,292,770 千円	3,584,479 千円	4,607,742 千円																					
地域支援事業費	100,701 千円	106,383 千円	112,475 千円	115,474 千円	559,158 千円																					
標準給付費見込額及び 地域支援事業費	9,667,379 千円																									

※標準給付費見込額等は、地域包括ケア「見える化」システムにより算出
※合計は、端数処理の関係で一致しない場合あり

【第8期介護保険料設定】

第8期計画は、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、第7期計画と同様に、13段階の保険料設定とし、基準額に対する保険料率は、公費投入により第1段階から第3段階の引き下げを実施しました。

なお、第7期計画期間末に保有している介護給付費準備基金残高のうち 210,000 千円を取り崩し、保険料の上昇抑制に努めました。

【P93】 第2部 各論 → 第2章 介護保険サービス等の充実 → 第5節 介護保険事業費

修正前		修正後			
なし		【第8期計画期間 所得段階別保険料】			
		所得段階	保険料率	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方	基準額×0.30 (基準額×0.50)	1,620円	19,440円	
	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方				
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額×0.50 (基準額×0.73)	2,700円	32,400円	
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額×0.70 (基準額×0.75)	3,780円	45,360円	
第4段階	本人が住民税非課税だが世帯の誰かに住民税が課税されている場合で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	4,860円	58,320円	
第5段階	本人が住民税非課税だが世帯の誰かに住民税が課税されている場合で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額×1.00	5,400円	64,800円	
第6段階	本人が住民税課税で本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	6,480円	77,760円	
第7段階	本人が住民税課税で本人の前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.25	6,750円	81,000円	
第8段階	本人が住民税課税で本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50	8,100円	97,200円	
第9段階	本人が住民税課税で本人の前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	基準額×1.70	9,180円	110,160円	
第10段階	本人が住民税課税で本人の前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	基準額×1.85	9,990円	119,880円	

第 11 段階	本人が住民税課税で本人の前年の合計所得金額が 700 万円以上 1,000 万円未満の方	基準額×2.00	10,800 円	129,600 円
第 12 段階	本人が住民税課税で本人の前年の合計所得金額が 1,000 万円以上 1,500 万円未満の方	基準額×2.10	11,340 円	136,080 円
第 13 段階	本人が住民税課税で本人の前年の合計所得金額が 1,500 万円以上の方	基準額×2.20	11,880 円	142,560 円

※括弧内は公費投入前の保険料率です。

【参考 令和 7 (2025) 年度保険料基準額】

第 5 段階	本人が住民税非課税だが世帯の誰かに住民税が課税されている場合で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超の方	基準額×1.00	6,700 円	80,400 円
--------	---	----------	---------	----------

※合計所得金額について

第 1 段階から第 5 段階については、年金収入にかかる所得を控除した額

土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額